

おくやみ手続きご案内

富田林市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出
できます。冊子と合わせてご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/27214>



ご遺族の方へ

このたびのご親族のご逝去を悼み、謹んでおくやみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

おくやみ手続きについては、お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なります。市役所等で必要な手続きについては2ページから掲載していますのでそちらをご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

もくじ

ご来庁時の本人確認書類について	P.2
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.2
死亡に伴う各種手続き	
1. 戸籍関係に関する手続き	P.5
2. 医療・保険に関する手続き	P.7
3. 年金に関する手続き	P.12
4. 税金に関する手続き	P.15
5. 介護保険に関する手続き	P.16
6. 障がい福祉に関する手続き	P.19
7. 子育てに関する手続き	P.23
8. 不動産に関する手続き	P.29
9. 動産に関する手続き	P.32
10. その他の手続き	P.36
亡くなられた方が会社員だった場合	P.41
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.42
改葬・墓じまいの手続きについて	P.42
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.43
銀行口座凍結時の解除方法	P.45
相続に関する手続きチェックリスト	P.47
家系図	P.49
故人の財産について	P.50
法定相続情報証明制度について	P.52

ご来庁時の本人確認書類について

ご遺族が各種手続きをするにあたり、本人確認書類の提示を求められることがありますので、以下の本人確認書類をご用意ください。

本人確認書類について

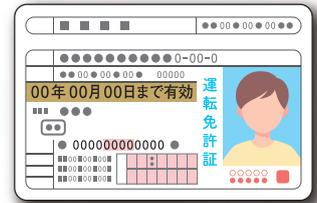
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	担当窓口	詳細ページ
戸籍関係	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）を持っていた	1階 市民窓口課	P.5
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた		
	<input type="checkbox"/>	3人以上世帯の世帯主が亡くなられた		P.6
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた		
医療・保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	2階 保険年金課	P.7-9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた		P.10-11
	<input type="checkbox"/>	被用者保険（社会保険等）に加入していた	—	P.11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	2階 保険年金課	P.12-13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた	—	P.13
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	2階 保険年金課	P.14
税金	<input type="checkbox"/>	富田林市税（市民税・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））が課税されていた	1階 課税課	P.15
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の口座から口座振替で納税していた	1階 収納管理課	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	担当窓口	詳細ページ
介護保険	<input type="checkbox"/>	40歳以上で要介護認定を受けていた	2階 高齢介護課	P.16
	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方(第1号被保険者)が亡くなりました		
	<input type="checkbox"/>	介護保険認定申請中であった		P.17
	<input type="checkbox"/>	介護給付(高額介護(予防)サービス費など)の支給を受けていた		
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証を持っていた		P.18
	<input type="checkbox"/>	介護保険各種減額認定証等を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた		
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた		
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳を持っていた	2階 障がい福祉課	P.19
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	精神障がい者保健福祉手帳を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給していた		P.20
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	障がい者扶養共済に加入していた		P.21
	<input type="checkbox"/>	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた		
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた		P.22
	<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療証を持っていた		
子育て	<input type="checkbox"/>	子ども医療証を持っていた	2階 保険年金課	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者が亡くなりました		
	<input type="checkbox"/>	児童手当の支給対象児童が亡くなりました	4階 こども政策課	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給者が亡くなりました		P.25
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の支給対象児童が亡くなりました		
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の受給者が亡くなりました		P.26
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなりました		

区分	☑	該当事項	担当窓口	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	配偶者が亡くなりひとり親家庭になった	2階 保険年金課	P.27
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療証を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	保育園・保育所・学童クラブに登録していた	4階 こども育成課	P.28
不動産	<input type="checkbox"/>	生産緑地の所有者もしくは主たる従事者が亡くなられた	すばるホール4階 都市計画課	P.29
	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	すばるホール4階 農業委員会事務局	
	<input type="checkbox"/>	農地の小作地(小作権)を相続した		P.30
	<input type="checkbox"/>	不動産を所有していた		
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた	—	P.31
動産	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	1階 課税課	P.32
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用トラクターなど)を所有していた		P.33
	<input type="checkbox"/>	自動車・二輪を所有していた	—	P.34-35
その他	<input type="checkbox"/>	火災・風水害・交通事故により亡くなられた	4階 増進型地域福祉課	P.36
	<input type="checkbox"/>	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給対象者であった		
	<input type="checkbox"/>	上下水道の利用者が亡くなられた	地下 水道お客様センター	P.37
	<input type="checkbox"/>	上下水道料金の請求先として登録されている方が亡くなられた		
	<input type="checkbox"/>	井戸水を使用していた		
	<input type="checkbox"/>	自宅のトイレがくみ取り式である	4階 環境衛生課	P.38
	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集を利用していた		
	<input type="checkbox"/>	図書館で本を借りていた	中央図書館 金剛図書館	P.39
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	4階 環境衛生課	
<input type="checkbox"/>	富田林霊園または富田林市立西山墓地を使用していた	—	P.40	

1. 戸籍関係に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

印鑑登録証（カード）を持っていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡届出後、住民票が削除されると自動的に廃止となります。 市役所にお越しの際にお持ちいただくか、ご遺族の方が破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	市民窓口課窓口係 ☎ 0721-25-1000

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
カード所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。 この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へカードを郵送してください。	市民窓口課窓口係 ☎ 0721-25-1000

3人以上世帯の世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
3人以上の世帯で世帯主が亡くなられた場合のみ必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	市民窓口課窓口係 ☎ 0721-25-1000

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民窓口課窓口係 ☎ 0721-25-1000

2. 医療・保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
75歳未満の加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 葬儀の領収書（喪主の名前が分かるもの） <input type="checkbox"/> 喪主の振込先の分かるもの（通帳、キャッシュカードなど） <input type="checkbox"/> 申請者（喪主）の本人確認書類 ※喪主以外の方が申請に来られる場合は、委任状が必要です。	葬祭執行者（喪主）
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
・市ウェブサイトより[葬祭費支給申請書]をダウンロードし記入してください。 ・葬儀の領収書の写し（喪主の名前が分かるもの） ・申請者（喪主）の本人確認書類（運転免許証等）の写し 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。	保険年金課資格給付係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 各種証の処分・返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険資格に関する証等については、各自で処分いただくか、市役所保険年金課まで返還をお願いします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格が分かる書類（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（70歳から74歳の方）	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
・国民健康保険資格が分かる書類（資格確認書等）、高齢受給者証（70歳～74歳の方） 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。	保険年金課資格給付係 ☎ 0721-25-1000

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) の写し <input type="checkbox"/> 【世帯全員】国民健康保険資格が分かる書類 (資格確認書等)	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課資格給付係 ☎ 0721-25-1000

手続き④ 限度額適用認定証等の処分・返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、各自で処分いただくか、市役所保険年金課まで返還をお願いします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用／標準負担額減額認定証	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証または限度額適用／標準負担額減額認定証 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。 	保険年金課資格給付係(国保) /保険年金課福祉医療係(後期) ☎ 0721-25-1000

2. 医療・保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き⑤ 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課資格給付係(国保) /保険年金課福祉医療係(後期) ☎ 0721-25-1000

手続き⑥ 国民健康保険料の精算

手続き詳細	期 限
保険料を精算し、過不足等をお知らせいたします。	なし ※保険料の精算には2年間の期間制限があります。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格が分かる書類	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課資格給付係 ☎ 0721-25-1000

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書・後期高齢者医療保険証の処分・返還

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険資格が分かる書類（資格確認書等）については、各自で処分いただくか、市役所保険年金課まで返還をお願いします。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険資格が分かる書類（資格確認書等）	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届（様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。） ※亡くなられた日から14日以内に届出が必要です。 ・亡くなられた方の後期高齢者医療保険資格が分かる書類（資格確認書等） ・亡くなられた方の限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（対象者のみ）を問い合わせ先へ郵送してください。 	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが分かるもの（領収書、会葬礼状など） ※火葬のみの場合は火葬費用の領収書 <input type="checkbox"/> 振込先が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）	葬祭執行者（喪主）
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費支給申請書（様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。） ・葬祭を行った方が分かるものの写し（領収書、会葬礼状など） ※火葬のみの場合は火葬費用の領収書の写し ・上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。 	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

2. 医療・保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 高額療養費等の振込先口座の変更（対象者のみ）

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられたため、その方の高額療養費等の振込先を変更する届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 振込先の分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> 療養費等口座変更依頼書（様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。） 誓約書（様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。） 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。	保険年金課資格給付係(国保) /保険年金課福祉医療係(後期) ☎ 0721-25-1000

被用者保険（社会保険等）に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険組合にご確認ください。
必要なもの	手続き可能な人
加入されている健康保険組合にご確認ください。	ご遺族
	問い合わせ先
	加入されている健康保険組合

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き① 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日において通算して36月以上国民年金被保険者であり所定の支給条件を満たすとき、遺族が受け取れることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障がい基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (ご遺族が同じ世帯の配偶者以外の場合) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む) <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 (ご遺族が別住所の場合のみ)	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
年金事務所のみ可	①保険年金課国民年金係 ☎ 0721-25-1000 ②天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531

手続き② 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がいの状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または、「子」が受けることができます。	死亡から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
状況によって必要な書類が異なりますので、問い合わせ先へご確認ください。	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
年金事務所のみ可	天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き③ 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障がい基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
天王寺年金事務所へご確認ください。	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
年金事務所のみ可	①保険年金課国民年金係 ☎ 0721-25-1000 ②天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531

厚生年金に加入していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
必要なもの	手続き可能な人
天王寺年金事務所または勤務先へご確認ください。	ご遺族
	問い合わせ先
	①天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531 ②勤務先

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
下記の書類は提出を省略できることがありますので、天王寺年金事務所へ確認し、ご用意ください。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> お亡くなりになられたことが分かる書類（住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書等）	①保険年金課国民年金係 ☎ 0721-25-1000 ②天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、まだ受け取っていない年金を未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（ご遺族が同じ世帯の配偶者以外の場合） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書（ご遺族が別住所の場合のみ）	①保険年金課国民年金係 ☎ 0721-25-1000 ②天王寺年金事務所 ☎ 06-6772-7531 または勤務先

4. 税金に関する手続き

富田林市税（市民税・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））が課税されていた

手続き 相続人等代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税（市民税・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））が課税されていた場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	概ね 3 ヶ月
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人等代表者指定届」に必要な事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続関係の分かる戸籍謄本	市民税・府民税・森林環境税：課税課市民税係／ 固定資産税・都市計画税：課税課資産税係／ 軽自動車税（種別割）：課税課総務係
郵送での手続き詳細	☎ 0721-25-1000
相続人等代表者指定届（様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。）を課税課の担当係宛に郵送してください。（市民税・府民税・森林環境税→市民税係、固定資産税・都市計画税→資産税係、軽自動車税（種別割）→総務係） ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	

亡くなられた方の口座から口座振替で納税していた

手続き 口座振替口座の変更・廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から口座振替で市税を納税していた場合、口座の変更手続きまたは廃止の申出が必要です。	各納期月の 15 日まで
必要なもの	手続き可能な人 相続人またはご遺族
<input type="checkbox"/> 引き落としを希望する口座のキャッシュカード ※対応していない金融機関がありますので詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	問い合わせ先
郵送での手続き詳細	収納管理課納税係 ☎ 0721-25-1000
【廃止のみ可】 問い合わせ先へ廃止の申出をしてください。 廃止届書類を郵送します。	

5. 介護保険に関する手続き

40歳以上で要介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返却していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	どなたでも可
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へ介護保険被保険者証を郵送してください。	高齢介護課保険料係 ☎ 0721-25-1000

65歳以上の方（第1号被保険者）が亡くなられた

手続き 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
亡くなられたことにより、介護保険料額が変更され資格喪失日（死亡日の翌日）前月分までを月割りで再計算します。納めすぎとなる場合は、相続人の方に還付します。また、不足する場合、相続人の方に不足分を納付していただきます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ご本人の確認できる身分証明書	相続人など
	問い合わせ先
	高齢介護課保険料係 ☎ 0721-25-1000

介護保険認定申請中であつた

手続き 要介護認定が必要かの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が要介護認定申請中の場合は、認定結果の可否について問い合わせ先へご確認ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし	親族またはケアマネジャー
	問い合わせ先
	高齢介護課認定給付係 ☎ 0721-25-1000

5. 介護保険に関する手続き

介護給付（高額介護（予防）サービス費など）の支給を受けていた

手続き 介護給付給付口座の変更申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護給付（高額介護（予防）サービス費など）の支給を受けていた場合、相続人代表者誓約書兼口座指定届の提出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の通帳	相続人代表者となる方
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
すでに支給を受けている方でご本人名義の口座である場合は、口座変更をしていただく必要があります。 相続人代表者誓約書兼口座指定届（様式は市のウェブサイトからダウンロードしてください）を問い合わせ先へ郵送してください。	高齢介護課認定給付係 ☎ 0721-25-1000

介護保険負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証の交付を受けていた場合は返却していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	どなたでも可
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へ介護保険負担割合証を郵送してください。	高齢介護課認定給付係 ☎ 0721-25-1000

介護保険各種減額認定証などを持っていた

手続き

介護保険各種減額認定証など（介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険各種減額認定証など（介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証）について、返納していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢介護課認定給付係
郵送での手続き詳細	☎ 0721-25-1000
問い合わせ先へ介護保険各種減額認定証を郵送してください。	

認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入していた

手続き

認知症高齢者等個人賠償責任保険適用廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が富田林市認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入されていた場合は、保険適用廃止の手続きが必要です。	死亡した月の末日まで
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課介護予防係
	☎ 0721-25-1000

緊急通報システムを利用していた

手続き

緊急通報システムの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報システムを利用していた場合は返却していただく必要があります。まずは、問い合わせ先へご確認ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課地域包括ケア係
	☎ 0721-25-1000

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障がい者手帳を持っていた

手続き 身体障がい者手帳の返還

手続き詳細	期 限
身体障がい者手帳をお持ちだった方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
手続きに必要な書類を郵送します。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
療育手帳をお持ちだった方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 療育手帳	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
手続きに必要な書類を郵送します。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	障がい福祉課相談係 ☎ 0721-25-1000

精神障がい者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障がい者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった方については、手帳の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
手続きに必要な書類を郵送します。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給していた

手続き① 特別障がい者手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障がい者手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	障がい福祉課給付係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 障がい児福祉手当の受給資格者の死亡届・未払手当請求書

手続き詳細	期 限
障がい児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	障がい福祉課給付係 ☎ 0721-25-1000

自立支援医療受給者証を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（精神通院）を返還してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
手続きに必要な書類を郵送します。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

6. 障がい福祉に関する手続き

障がい者扶養共済に加入していた

手続き① 大阪府障がい者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	障がい者が亡くなられた日から3年間（やむを得ない場合を除く）
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 住民票の除票	ご遺族
<input type="checkbox"/> 死亡診断書	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障がい者扶養共済制度加入証書等	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 大阪府障がい者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障がい者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡診断書	ご遺族
<input type="checkbox"/> 住民票の除票	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障がい者扶養共済制度加入証書等	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた

手続き 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金の受給資格者等異動届、認定申請書

手続き詳細	期 限
受給者または障がい者が亡くなられたときは、異動届の提出が必要です。受給者が亡くなられ新たな受給者を申請するときは、あらためて認定申請が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度障がい者の身体障がい者手帳と療育手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の死亡届、未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課給付係 ☎ 0721-25-1000

重度障がい者医療証を持っていた

手続き 重度障がい者医療証の返還

手続き詳細	期 限
資格喪失の手続きをしますので、返還してください。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証 <input type="checkbox"/> 振込先口座の分かるもの	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> 医療証資格(変更・喪失)届(様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。) 亡くなられた方の重度障がい者医療証 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。 医療費の償還払い(還付)については問い合わせ先へご確認ください。 	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

7. 子育てに関する手続

子ども医療証を持っていた

手続き 子ども医療証の返還

手続き詳細	期 限
資格喪失の手続きをしますので、返還してください。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 振込先口座の分かるもの	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">・医療証資格（変更・喪失）届（様式は市ウェブサイトからダウンロードしてください。）・亡くなられた子どもの医療証 上記書類を問い合わせ先へ郵送してください。	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

児童手当の受給者が亡くなられた

手続き① 児童手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方へ受給者変更することができます。今後児童を養育する方（請求者）は、お住まいの市区町村で手続きが必要です。ただし、請求者が公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。	死亡から15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かる書類（「マイナンバーカード」、 「マイナンバー入り住民票の写し」のいずれか） <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者本人の共済組合員証の写し（各種共済に加入の場合のみ） ※世帯状況等により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になった場合、児童扶養手当を申請することができる場合があります。。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	速やかに
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
世帯状況等により必要な書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

児童手当の支給対象児童が亡くなられた

手続き 児童手当の受給事由消滅等

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届の提出が必要です。ただし、故人の他に支給対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

7. 子育てに関する手続き

児童扶養手当の受給者が亡くなられた

手続き 児童扶養手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方へ受給者変更することができます。今後児童を養育する方（請求者）は、お住まいの市区町村で手続きが必要です。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ※世帯状況等により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた

手続き 児童扶養手当の資格喪失等

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届の提出が必要です。ただし、故人の他に支給対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類	ご遺族
	問い合わせ先
	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更等

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方へ受給者変更することができます。今後児童を養育する方（請求者）は、お住まいの市区町村で手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ※世帯状況等により必要書類が異なります。詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届の提出が必要です。ただし、故人の他に支給対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類	こども政策課給付支援係 ☎ 0721-25-1000

7. 子育てに関する手続き

配偶者が亡くなりひとり親家庭になった

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
父または母の死亡により、ひとり親家庭等になり、満18歳の年度末までの子と、その子を監護している父、母または養育者で、児童扶養手当もしくは遺族年金等の支給対象者はひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。所得が一定の額未満の方であれば医療費の一部を助成します。	遺族年金証書もしくは児童扶養手当証書を受取後なるべく早く
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 【ご遺族】 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 【ご遺族】 マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 【ご遺族・子ども】 健康保険資格が分かるもの（資格確認書等） <input type="checkbox"/> 子ども医療証等 <input type="checkbox"/> 遺族年金証書もしくは児童扶養手当証書	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

ひとり親家庭医療証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療費等助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
資格喪失の手続きをしますので、返還してください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 【ご遺族】 本人確認書類 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費等助成受給証 <input type="checkbox"/> 【子ども】 健康保険資格が分かるもの（資格確認書等）	保険年金課福祉医療係 ☎ 0721-25-1000

保育園・保育所・学童クラブに登録していた

手続き① 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)	こども育成課入所係 ☎ 0721-25-1000

手続き② 学童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
学童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)	こども育成課入所係 ☎ 0721-25-1000

8. 不動産に関する手続き

生産緑地の所有者もしくは主たる従事者が亡くなられた

手続き 生産緑地の所有者・主たる従事者の変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が生産緑地の所有者もしくは主たる従事者であった場合、手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	亡くなられた方が生産緑地の所有者の場合→生産緑地の相続人 / 亡くなられた方が主たる従事者の場合→生産緑地の所有者
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へご確認ください。	都市計画課政策係 ☎ 0721-25-1000

農地を相続した

手続き 農地の権利取得（相続等）の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していて、その農地を相続した場合、届出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続登記後の登記事項証明書 ※相続登記がまだ済んでいない場合は、遺産分割協議書（写し）と相続登記前の登記事項証明書	農地の所有者
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へご確認ください。	農業委員会事務局 ☎ 0721-25-1000

農地の小作地（小作権）を相続した

手続き 小作地の相続承継の申出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が小作地（小作権）を所有していて、その小作地を相続した場合、申出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	相続人
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0721-25-1000

不動産を所有していた

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	死亡を知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。	相続人
	問い合わせ先
	大阪法務局 富田林支局 ☎ 0721-23-2432

8. 不動産に関する手続き

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記物件所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
相続により登記されていない家屋の名義を変更する場合、手続きが必要です。	死亡を知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<p><以下の書類は全てコピーしたものでも構いません></p> <p><input type="checkbox"/> 新所有者の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 旧所有者と相続人全員の相続関係を証明するための戸籍謄本（旧所有者の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本が必要です。）または法務局が発行する法定相続情報証明</p> <p>※法定相続分と異なる持分で相続する場合は、</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（全相続人の実印が押印されているもので、印鑑登録証明書が添付されているもの）</p>	<p>相続人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>課税課資産税係 ☎ 0721-25-1000</p>
郵送での手続き詳細	
上記必要なものに加えて、「未登記物件所有者変更届」（様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。）を問い合わせ先へ郵送してください。	

MEMO

9. 動産に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 原付バイク（125cc以下）の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
原付バイク（125cc以下）の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<p>【廃車】</p> <p><input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本（廃車後第三者にお譲りする場合）</p> <p>※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。</p> <p>【名義変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本</p> <p>※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。</p>	相続人
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
<p>【廃車】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。） ナンバープレート 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本（廃車後第三者にお譲りする場合） 返信用封筒を問い合わせ先へ郵送してください。 <p>※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。</p> <p>※亡くなられた日から30日以内に手続きが必要です。</p> <p>【名義変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。） 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本 返信用封筒を問い合わせ先へ郵送してください。 <p>※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。</p> <p>※亡くなられたから30日以内に手続きが必要です。</p>	課税課総務係 ☎ 0721-25-1000

9. 動産に関する手続き

小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用トラクターなど）を所有していた

手続き 小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用トラクターなど）の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業用トラクターなど）の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
【廃車】 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本（廃車後第三者にお譲りする場合） ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	相続人
【名義変更】 <input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）原動機付自転車申告済証の原本 ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	問い合わせ先 課税課総務係 ☎ 0721-25-1000

MEMO

自動車・二輪を所有していた

手続き① 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 車庫証明書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の実印	各都道府県の運輸支局の連絡先をご確認ください。

手続き② 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 車庫証明書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の実印	各都道府県の軽自動車検査協会の連絡先をご確認ください。

9. 動産に関する手続き

自動車・二輪を所有していた

手続き③ 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときなどは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 軽自動車届出済証 <input type="checkbox"/> 軽二輪のナンバープレート	各都道府県の運輸支局の連絡先をご確認ください。

手続き④ 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）は、所有者が亡くなられたときなど利用しなくなった場合には、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	死亡から30日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 小型二輪のナンバープレート	各都道府県の運輸支局の連絡先をご確認ください。

10. その他の手続き

火災・風水害・交通事故により亡くなられた

手続き 死亡弔慰金の申請

手続き詳細	期 限
火災・風水害・交通事故などにより亡くなられた場合、ご遺族に弔慰金を支給します。	災害による死亡を知った日から2年以内または災害の発生若しくは災害による死亡の日から7年以内
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	ご遺族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へご確認ください。	増進型地域福祉課支援係 ☎ 0721-25-1000

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給対象者であった

手続き 特別弔慰金等の相続・請求手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給対象者であった場合、相続・請求手続きが必要です。	お早めにお問い合わせください
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	法定相続人
	問い合わせ先
	増進型地域福祉課総務係 ☎ 0721-25-1000

10. その他の手続き

上下水道の利用者が亡くなった

手続き 上下水道の閉栓・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
上下水道の利用者が亡くなった場合、閉栓または名義変更の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【閉栓する場合】 <input type="checkbox"/> インターネットまたは電話により手続き可能です。 【名義変更する場合】 <input type="checkbox"/> 名義変更届	親族
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
・問い合わせ先へ名義変更届を郵送してください。 ※閉栓後に別名義において開栓する場合は、使用届の提出が必要となります。閉栓・開栓の手続き(インターネット、電話により受付可能です。)と併せて、問い合わせ先へ使用届を郵送してください。	水道お客様センター ☎ 0721-20-6400

上下水道料金の請求先として登録されている方が亡くなった

手続き 上下水道料金の請求方法の変更

手続き詳細	期 限
上下水道料金の請求先として登録されている方が亡くなった場合、請求方法の変更手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座振替から納付書払いへの変更の場合、請求先氏名・住所の変更は、電話により手続き可能です。 <input type="checkbox"/> 納付書払いについては、請求先氏名・住所の変更は、電話により手続き可能です。 ※ 口座変更の場合は、各金融機関の窓口での手続きが必要になります。	親族
	問い合わせ先
	水道お客様センター ☎ 0721-20-6400

井戸水を使用していた

手続き 井戸水等の使用者・世帯人数等の変更届出

手続き詳細	期 限
井戸水等を使用していた方やその世帯員が亡くなった場合、使用者や世帯人数等の変更届が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 井戸水等使用変更届	水道お客様センター
郵送での手続き詳細	☎ 0721-20-6400
・問い合わせ先へ井戸水等使用変更届を郵送してください。	

自宅のトイレがくみ取り式である

手続き くみ取りの廃止・人数変更

手続き詳細	期 限
亡くなった方のご自宅のトイレがくみ取り式の場合、くみ取り変更または廃止用紙への記載が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族もしくは故人の状況を分かる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境衛生課ごみ対策係
	☎ 0721-25-1000

ふれあい収集を利用していた

手続き ふれあい収集の廃止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方がふれあい収集をご利用されていた場合、ふれあい収集変更または廃止用紙への記載が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族もしくは故人の状況を分かる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境衛生課ごみ対策係
郵送での手続き詳細	☎ 0721-25-1000
・ふれあい収集変更・廃止用紙に亡くなった方の住所・氏名などの記載	

10. その他の手続き

図書館で本を借りていた

手続き 図書館で借りている資料の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、図書館で図書、雑誌、CD等の資料を借りている場合、返却が必要です。	速やかに
必要なもの <input type="checkbox"/> 図書館で借りていた資料 詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	手続き可能な人 資料等の問い合わせの場合→ご遺族 ／返却等の場合→どなたでも可
郵送での手続き詳細 ・富田林市立中央図書館・金剛図書館のいずれかに郵送。 ※詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	問い合わせ先 ①中央図書館 ☎ 0721-25-4921 ②金剛図書館 ☎ 0721-28-1171

犬を飼っていた

手続き 飼犬の登録変更

手続き詳細	期 限
市に登録している飼犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更手続きなどが必要です。	飼い主が死亡して30日以内
必要なもの <input type="checkbox"/> 鑑札（登録番号）やマイクロチップの登録証明書など 詳しくは問い合わせ先へご確認ください。	手続き可能な人 新しい飼い主
郵送での手続き詳細 問い合わせ先へご確認ください。	問い合わせ先 環境衛生課生活環境係 ☎ 0721-25-1000

富田林霊園または富田林市立西山墓地を使用していた

手続き 霊園・墓地の承継手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が富田林霊園または富田林市立西山墓地の利用者の場合、利用者の変更が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	問い合わせ先へご確認ください。
郵送での手続き詳細	問い合わせ先
問い合わせ先へご確認ください。	環境衛生課公衆衛生係 ☎ 0721-25-1000

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	富田林税務署 ☎ 0721-24-3281
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

他、使用墓地の返還などの手続きは墓地の管理者にご確認ください。

担当課・問い合わせ先

環境衛生課

☎ 0721-25-1000

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	富田林保健所 ☎ 0721-23-2681
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
府営住宅に住んでいた	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約など	大阪府営住宅藤井寺管理センター（日本管財株） ☎072-930-1090（代表）
市営住宅の名義人が亡くなられ、同居人が新たに名義人となる場合	<input type="checkbox"/>	入居承継の届出	富田林市営住宅管理センター ☎0721-26-8507
市営住宅を退去される場合	<input type="checkbox"/>	住宅返還の届出	
市営住宅の名義人でない同居人が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	入居者の異動の届出	

銀行口座凍結時の解除方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

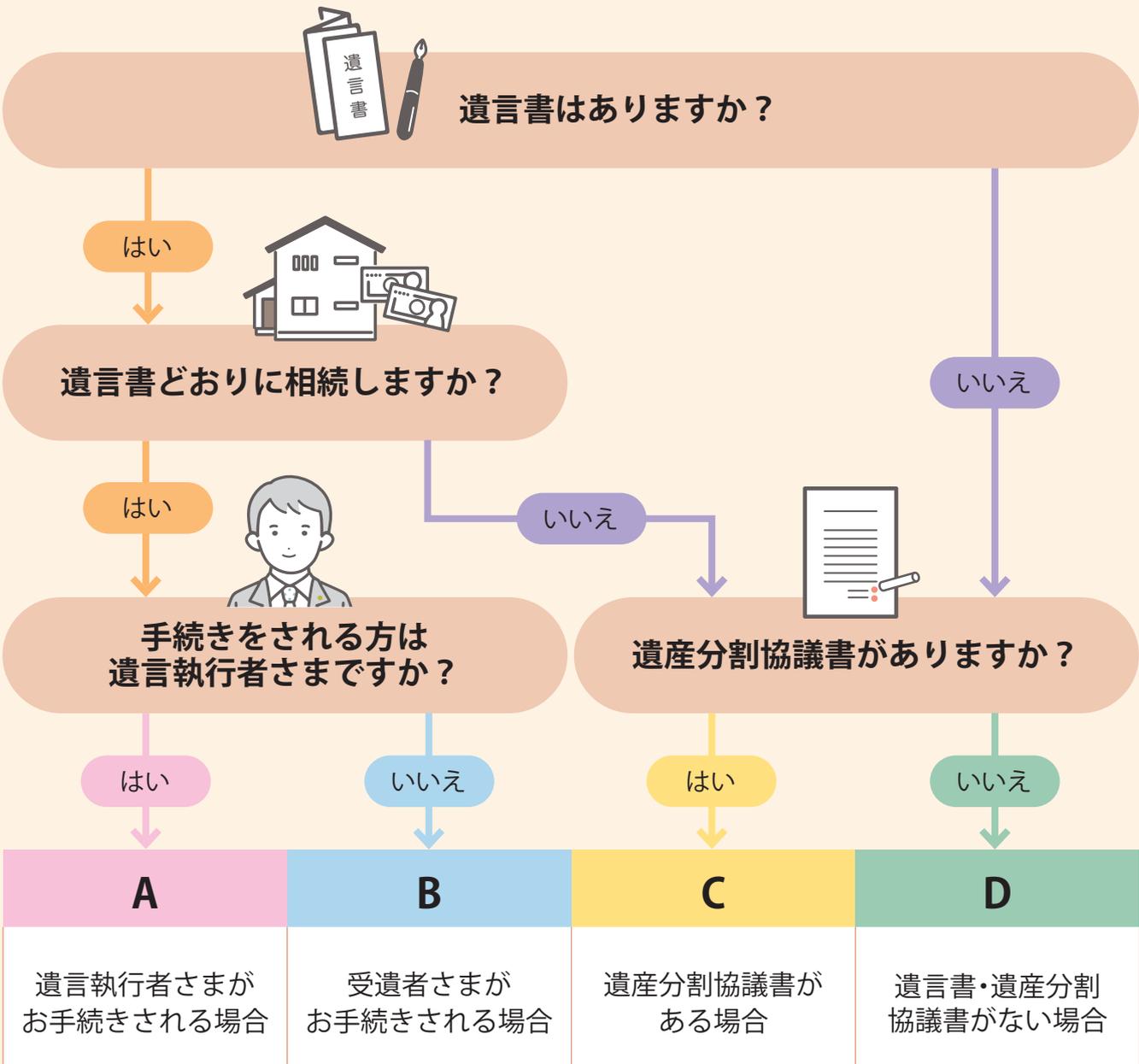
相続について

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「固定資産名寄帳兼課税台帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

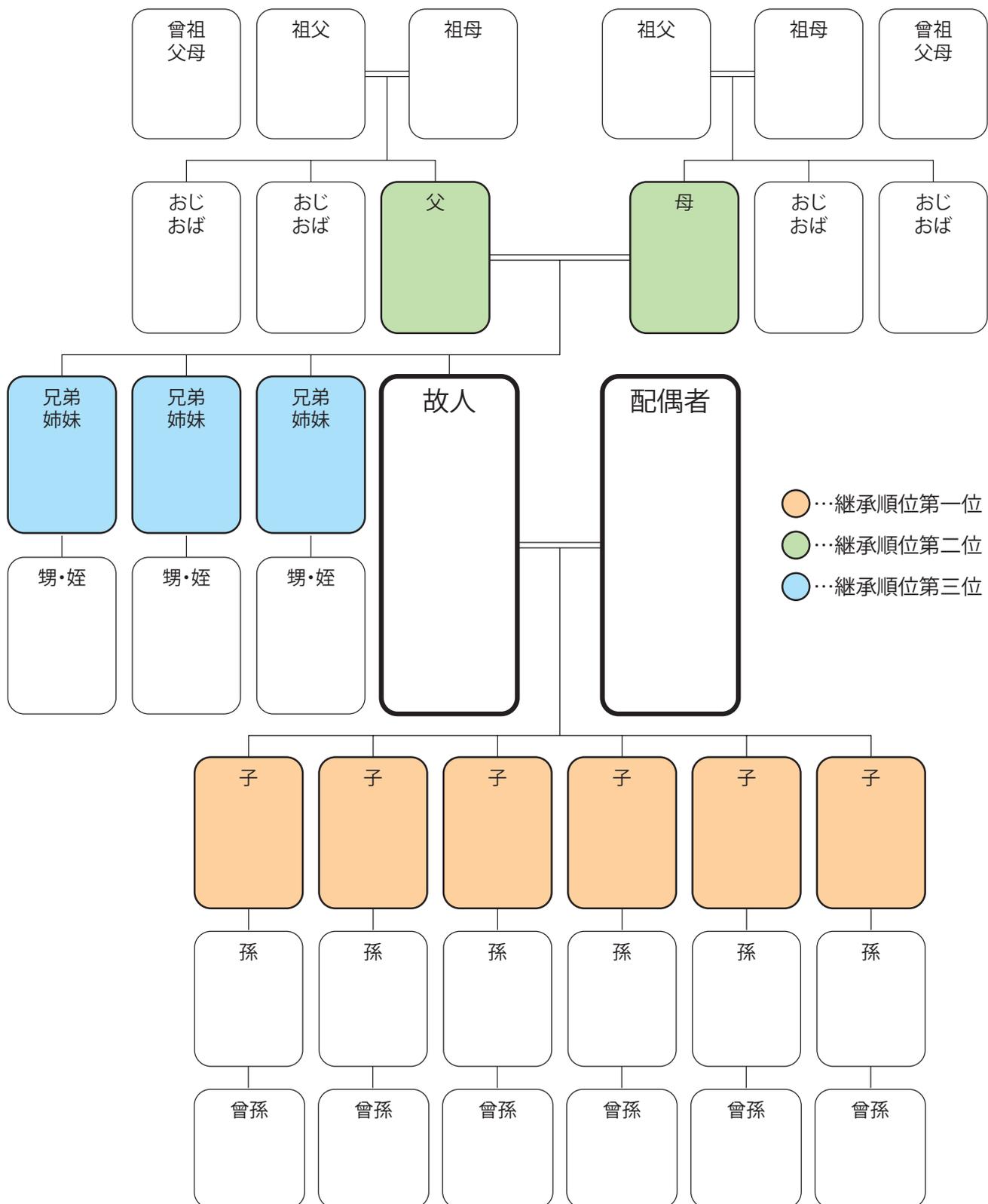
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは 52 ページの「法定相続情報証明制度について」をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

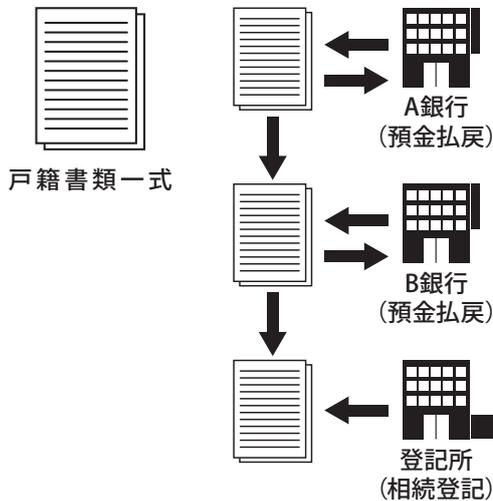
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

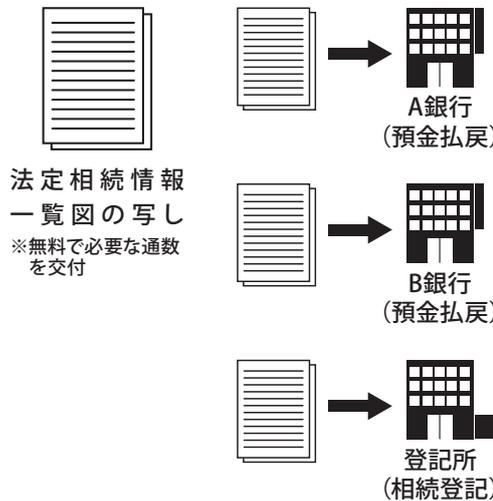
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

富田林霊園随時使用者募集中！



永代使用料一区画 86 万円から



◇問い合わせ先 富田林市環境衛生課公衆衛生係

☎0721-25-1000 (内線 143・147・149)

午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

霊園管理事務所 0721-35-2323

午前9時～午後5時 (年末年始を除く)



令和7年4月から富田林市立西山墓地についても使用者の募集を開始しますので、対象区画や使用料など詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 富田林市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年1月

※この冊子は、2025年1月時点での情報で発行しております。内容につきましては、今後変更となる場合がございますのでご了承ください。
※この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。広告主及び広告内容を富田林市が推奨するものではありません。広告内容に関しましては、直接広告主にお問い合わせください。

